第8回筑後市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年2月4日 午後1時30分~午後3時36分

場 所 中央公民館 視聴覚室

出欠者 出席者 14名 欠席者 2名

議 事 1. 開 会

- 2. 議事録署名人の指名
- 3. 付議事案
- 報告 第1号 農地法第18条の規定による合意解約について
- 報告 第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権 解約について
- 報告 第3号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて
- 議案 第1号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第6条の 規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について
- 議案 第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権 移転について
- 議案 第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権 設定について及び農地中間管理事業にかかる農用地利用 配分計画について
- 議案 第4号 農業経営基盤強化法の農用地利用集積計画の利用権設定 について
- 議案 第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案 第6号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案 第7号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案 第8号 農業委員の辞任願に伴う農業委員会の同意について
- 4. 閉 会 協議(報告)事項

出席委員(14名)

1番	吉田 孝行	2番	中村	伸秀
4番	岡本 義照	5番	近藤	茂
6番	井寺 知江子	7番	成清	輝美
8番	角 豊明	10番	北原	良輝
11番	城戸 愼吾	12番	溝口	弘之
13番	城戸 孝行	14番	冨安	春二
15番	古賀 重満	16番	坂本	好敎

本会議に欠席した農業委員(2名)

3番 田中 登 9番 中村 浩章

会議に出席した事務局職員

事務局長 田中幸裕 担当係長 江崎晴公

午後1時30分 開会

○事務局

今から会議が始まりますので、携帯電話の方は、マナーモードにしていただきますようご協力をお願いいたします。

○議 長

皆さん、こんにちは。皆さん大変お忙しい中に、出席いただきましてありがとうございます。只今から、第8回農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日は、報告事項が3件、議案が7件でございます。慎重なるご審議と、円滑な会議の進行にご協力をお願いいたします。なお、発言される委員は、議長の許可を得てから発言されますようお願いします。

次に、議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人には、1番の 吉田孝行委員、2番の中村伸秀委員にお願いいたします。

それでは、報告事項にはいります。報告第1号から第3号について、事務局の説明 をお願いします。

○事務局

それでは議案書の1ページをお願い致します。

報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約について

次のとおり、通知があったので報告する。

令和3年2月4日 提出 筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

第1項、所在、水田、地目、田1筆、面積、371 ㎡、貸し人、水田の_____さん、借り人、水田の_____さんでございます。解約理由は、借り人、耕作者の離農のためとなっております。この他、18条の解約は2件ございますが、ご参照をお願い致します。続きまして、2ページをお願いします。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について

農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約を行いたいとして、筑 後市長西田正治から本委員会へ通知があったので報告する。

> 令和3年2月4日 提出 筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて

次のとおり、許可申請取下げ願いを受理したことを報告する。

令和3年2月4日 提出 筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

○事務局

地図の1ページをご参照お願いします。(地図により位置説明)場所を変更ということで、後から5条の申請で出てきますけれども隣の農地に場所を変更したいということで取り下げの申請がなされております。報告の説明は以上でございます。

○議 長

ありがとうございました。報告事項を終わります。

次に、議案第1号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

それでは議案書は8ページをお願い致します。

議案第1号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第6条の規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について

次のとおり、登録申請があったので付議する。

令和 3 年 2 月 4 日 提出 筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

氏名、_____、住所、筑後市大字江口、経営形態、水稲・いちご、面積 245.6 a、農業労働力、6 5 歳未満が2名、後継者1名となっております。経営面積の内訳としてはいちが32 a と残りが普通作となっております。この方は認定農業者に平成28年からなっていらっしゃいます。今のところ具体的な農地を買うというところは決まってはいないけども、相談があっているのであっせんの登録をしておきたいというようなことでございます。説明は以上でございます。

○議 長

説明は終わりました。只今の議案第1号について、質問のある方どうぞお願いいた

します。

【質問なし】

質問も無いようですので採決をとります。

議案第1号について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者举手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第2号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書は9ページをご覧ください。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について

農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転を行いたいとして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により筑後市長西田正治から本委員会の決定を求められたので付議する。

令和 3 年 2 月 12 日 公告予定 筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

権利種別:原	听有権移転、	第1項、	所在、	富重、	地目、	田1筆、	面積 3,3	05 m^2	渡し
人、若菜の	さん、	受人、	主島の_		さん、	利用目的	」、水稲、	売買価	i格、
総額で	_円、移転及	び引き	度し時期	は令和	3年2	月25日	となって	おりま	す。
なお、	_さんは令和	12年1	0月5日	にあっ	せん登	録済みの	方でごさ	います	。説
明は以上でござ	ざいます。								

○議 長

議案第2号について、質問のある方どうぞお願いいたします。どうぞ、____委員。

○委 員(1番)

すみません、確認というか私も判らないんで教えていただきたいんですけれども、これは対個人であっせん登録者のような方が購入ということで今説明があったと思います。で、今、中間管理機構を介してそういった部分を農地利用集積計画の範囲ちゅうかな、則ってすると売買者、渡人の方にも優遇、税制の優遇措置の最高800万までとか、そういうのがあるというようなことをちょっと耳にしたんでですね、例えば

そういう場合というのは本人さんはそういうのを活用した方が良いんじゃ無いですか、 そうしないと180万に対する課税措置なりが出てくるわけでしょ、判らんけど。そ ういう場合にはお互いに知ってあることやけんで要らん世話ちゃ要らん世話ですけど も、そこら辺が分かれば詳しくお願いします。

○事務局

こちらの方につきましてもそうですけど、中間管理事業を使ってあっせんの手続きをすると800万控除とか1500万控除とか、それが売り渡す側ですね、そして、買い受け人の方は不動産取得税の減免であったりとかがあります。あと推進機構の方が登記の手続きとかしてくれたり、お金を貰って渡したりとかしてくれるので非常に便利な面があります。但し、その人、人によって税制優遇がそもそも必要かっていうと、実は別の控除とかの関係で税の影響が少ないよと言われる方もあります。手放された農地の代わりに買われるとかであれば相殺されたりとか、それらについては個人個人で判断されているのかなと思います。もう一つは中間管理事業を使うと時間がかかります。先ず、一度中間管理機構に渡さなくてはいけない。そこで、お知らせをして誰か買う人いませんかと、あっせん先の手を挙げた人に譲り渡しとなりまして、それが同じ月にはあがらないので、必ず2ヶ月の農業委員会を経てしまう、ということで時間がかかるのを、一回で終わるということで中間管理事業を使われないといったようなことがあります。だから、メリットは確かにあるんですけど、その辺は説明しつつ申請される方が選択されてあるという状況でございます。

○委 員(1番)

ということは、渡し側の人はそういうことは知った上でしてあるということですよね。

○事務局

ちょっといいですか。補足で、中間管理事業を使わなくてもあっせんの制度を使う と800万の控除はあります。中間管理事業を使わなくてもあっせん登録制度を使う と税制の優遇として譲渡所得の800万控除というのは受けられます。

〇議 長

どうぞ、____委員。

○委 員(5番)

今、係長が説明されたとおりですね、3条、農地法上の売買になるとですね、当然、

譲渡税もかかると思いますけど、この経営基盤強化法の農地利用集積であると今言われたように譲渡税の800万円までは税金が掛からなくてですね、登録免許税も減額される訳でしょ。ただ今回が中間管理機構を通じてやるかやらないかということを____さんはしてある訳でしょ。

○委 員(1番)

今、 係長が言うように、これでも税制優遇措置を受けられるちゅうことですね。

○事務局

今まであったあっせん制度は800万円まで控除はあります。中間管理を使うと1500万くらいまで控除が受けられるというメリット、プラス、登記の費用が推進機構が持つというメリットがあります。但し、時間が掛かるなどがデメリット。

○委 員(5番)

登記料と何が免除になるんですかね。

○事務局

すいません。詳しくは。申し訳ありません。

○委 員(6番)

申請に見えたときに事務局の方からこういうのがありますよと、必ず説明されるんですかね。

○事務局

あっせんの時は大体説明してます。通常の3条でしたらそもそもその人が該当する 方かどうかというのと、農地が青地でないと対象にならないとか、要件がぐっと広が ってきますので、通常の3条の時に必ず伝えている訳ではありません。

○事務局

相談に来られるときに、誰が買うとか大体決まった状態で来られるんですよね。その買われる方があっせん登録されるかどうかということで話をしたり、しなかったりというところ。

○委 員(1番)

あっせん登録をしてある方が売買を、という時にはこれでの売買に自動的になると やなかろばってん。3条かなち思よったらあっせん登録してあったけんこっちの方に なりますよちいうふうに受付としてはするちゅうふうになるとですかね。

○事務局

なりますというか、こういうのもありますよと紹介。

○委 員(1番)

3条かなち思よったんですけど、そのように、あっせん登録者やからこういう手続きを、ち事務局の方から、ま、前回あったように忘れとったけんち話もあったけど、買おうとした人があっせん登録者に昔しとってちゃん残っとると、で、今回買おうでつしよっちゃるなら、こっちを活用せらっしゃると優遇措置がありますよ、事務局の方がちゃんと伝えていただくちゅうこつですかね。

○事務局

そう伝えております。

○委 員(5番)

今言われたとおり、ちょっと整理するとですね、こういうあっせん登録に候補者の 登録をしておるのと、基盤法での農地利用集積での所有権を移転する場合はですね。 基本的には筑後市が決めた基本構想ですね、あれをクリアしておけば3条じゃなくて、 農地法じゃなくて農地利用集積計画で所有権が移転できるということでしょ。

○事務局

そうですね。年齢と面積でこの人はあっせんになりそうだなというところは、受付 の時に大体思っているところですね。

○議 長

いいですかね。

○委 員(1番)

わかりました。

○委 員(11番)

ひとつだけ、今の経費、手数料で売買価格の2.5%が要るっていうのを言わないといけないかなと思って。一般農業者は2.5で、認定農業者は2%の手数料が売り主買い主両方要るってことを言っとかないと。

○事務局

すいません。チラシが農業委員会の窓口に立てておりますけれども、その中での中間管理事業を推進するための資料になりますけれども、この中で先ず諸経費です、一般売買の場合と先ほどの認定農業者がされる場合ととかになりますけれども、細かく言ってもなんなので、諸経費が少なくとも2%の売り主の手数料、そして買い主も2%

の手数料が掛かってきます。通常の一般の方ですと2.5%と高くなったりしますが、 取扱いはされます。あと、利息とかも計算されたりとかありますので、得する得しな いというのはその方によって若干あります。先ほど中間管理事業使いましたら150 0万控除だけど、どのみち800万以下だとしたらこれを使わなくてもいいやという 方が多くなるようなことです。例えば反当100万であれば8反までは控除的には変 わらないというようなことです。

○議 長

いいですか。他にありませんかね。

【質問なし】

無いようでしたら議案第2号について裁決をとります。

承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者举手】

全員賛成ですので承認することにいたします。

次に、議案第3号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

10ページをお願い致します。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について及び農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画について

農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の農用 地利用配分計画について筑後市長西田正治から本委員会の決定を求められたので付議 する。

> 令和 3 年 2 月 12 日 公告予定 筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

権利種別:貸借権設定、第1項、所在、前津、地目、田、3筆、面積、3,540 ㎡、利用権、期間借地の裏作、貸人、東京都の______さん、借り人、前津の_____さん、利用目的は麦で借賃は耕起、期間は約3年間となっております。中間管理事業の利用権設定は、この他、17ページの第4項までございますが、説明は省略させていただきたいと思います。第3号の説明は以上でございます。

○議 長

説明は終わりました。議案第3号について、質問のある方どうぞお願いいたします。 どうぞ。____さん。

○委 員(5番)

大したことじゃ無いと思いますけど17ページですね、の利用権を設定されておりますけど、2名の方がですね、そして所在も同じとこで地番が___と__ということで、面積が1,273と772ですけど借料がですね単価が、面積が多い方が_____円で狭い方が____円ということで1.6倍ぐらいなっておりますけどなんかこれは理由か何かあるんですかね。片一方は施設が付いているとかですね。

○事務局

○委 員(5番)

ありがとうございました。

○議 長

他にありませんか。

【質問なし】

無いようでしたら採決をとりたいと思います。

議案第3号について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【替成者举手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第4号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案書18ページをお願い致します。

議案第4号 農業経営基盤強化法の農用地利用集積計画の利用権設定について

農業経営基盤強化法の農用地利用集積計画を定めたいとして、筑後市長西田正治から本委員会の決定を求められたので付議する。

令和3年2月12日 公告予定

権利種別:貸借権設定、第1項、所在、前津、地目、田、面積、2,865 ㎡、貸人羽大塚の______さんそれと、所在、同じく前津、地目、田、面積、1,418 ㎡、貸人、羽大塚の_____さん、借り人は山ノ井の_____さんでございます、利用権の種別は賃貸借、利用目的は米で借賃は反当たり米___キロと___キロとなっておりまして、期間は約3年間となっております。利用権設定は、この他、23ページの9項までございますけど、それぞれの説明は省略させていただきまして、集計の説明をさせていただきます。24ページをお願いいたします。括弧書きは議案第3号の中間管理事業分となりますが、総数のみ読上げます。資料左の総計です。田32件、面積119,412㎡、畑5件、面積6,335.64㎡、合計37件で面積125,747.64㎡となっております。その下の表をご覧ください。「新規・再設定別」では、新規が32件、再設定が5件でございます。「通年・期間借地の別」は、通年が26件、期間借地が11件となっております。「小作料納入別」では、金納が16件、物納7件、耕起代掻き11件、使用貸借3件となっております。右の表をお願い致します。貸借期間別でございますが、3年が4件、5年が7件、7年が1件、10年が24件、15年が1件となっております。議案第4号の説明は以上でございます。

○議 長

説明は終わりました。議案第4号について、質問のある方どうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第4号について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者举手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第5号について提案いたします。本日の農地法3条の案件は2件でございます。それでは第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の25ページをお願い致します。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので付議する。

令和 3 年 2 月 4 日 提出 筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

第1項、契約、贈与、所在、前津、地目、樹園地2筆、面積計1,430 ㎡、渡人、前津の______さん、受人、前津の_____さん、申請事由は孫への贈与でございます。説明は以上でございます。孫となっておりますけど、住基では確認できておりませんけれども、本人さんとの話では養子縁組をされておりまして、お子さんということで伺っております。作物は元々ぶどうだったんですけど、贈与の後は栗を植えると伺っております。説明は以上でございます。

○議 長

第1項について、担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

只今の事務局の説明どおりであります。追加すれば、栗はもう既に植えてあります。 現在は植えられてありますので確認はしております。審議の方よろしくお願いいたします。

○議 長

それでは説明も終わりましたので、第1項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について、許可すること に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することにいたします。次に、第2項について提案 いたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第2項、契約、贈与、所在、新溝、地目、畑1筆、面積9.96 ㎡、渡人、福岡市の_ さん、受人、新溝の____さん。申請事由は渡し人の耕作困難のためとなっております。作物は露地野菜でございます。説明は以上でございます。

○議 長

担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

審議の方よろしくお願いします。

○議 長

それでは説明は終わりましたので、第2項について質問のある方はどうぞお願いい たします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について許可することに 賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することにいたします。

次に、議案第6号、農地法第4条の転用について、提案いたします。事務局の説明 をお願いします。

○事務局

議案書の26ページをお願いします。

議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請ついて

次のとおり、許可申請があったので付議する。

令和3年2月4日 提出 筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

第1項、所在、蔵数、地目、畑1筆、面積、23.109 ㎡、申請人、大字一条の____、 申請事由、営農型太陽光発電設備設置に掛かる一時転用期間更新のため、としており

ます。こちら太陽光発電設備なんですけども、通常の太陽光発電と違って営農型とい うことで、パネルがですね高い位置に設置してあって空間がある下には農作物を植え ることが出来るというような太陽光発電設備となってます。今回、営農型発電設備に ついては通常の太陽光であれば転用して許可を受けてずっと設置となりますけれども、 営農型太陽光発電はですね、下が農地ということで、今回この23.109㎡これが 一時転用になりますけど、この転用面積はですね、パネルを支えている支柱の合計の 面積となっております。合計の面積を一時転用して3年間の一時転用という形で更新 をするものであります。実際こちらの営農型太陽光発電はですね、平成27年に許可 を受けてありまして、今回2回目の更新手続きとなっております。こちら当然下が農 地ということで下には農作物を作付けるということが義務づけられております。手元 の方にA4で一枚紙を置いておりますけれども、こちらの太陽光発電のほうではです ね、サツマイモのほうを栽培されております。令和2年の収穫では合計で399キロ、 反収に直すとこちらに書いておりますけれども995キロということで収穫がなされ ております。こちら、太陽光パネルを設置して日陰が多いものですから、8割以上採 りなさいという取り決めがなされておりまして、一応こちら、地域の平均反収を千、 1トンというふうに示しておりますので、8割以上は収穫出来ているという確認をと っております。ちなみに令和元年につきましては反収が957キロ、その前の平成3 0年は870キロということで、年々収量は上がってきているようです。場所の確認 をお願いします。地図の2Pとなっております。(地図により位置説明)こちら農地 区分につきましては、通常の太陽光発電設備は第2種、第3種農地でなければ設置で きないということになりますけども、こちら営農型発電ということで農用地区域内、 青地ですね、青地とか第1種農地でも設置出来るようになっておりまして、こちらの ほうは、農用地区域内の農地ということになっています。説明は以上です。

○議 長

次、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

内容につきましては今事務局のほうから説明のあったとおりです。地図は2ページですね。私も毎年通るときに見ていますけどサツマイモを毎年すっと植えてあって、 3年目終わって継続ということになっています。よろしくお願いします。

○議 長

説明が終わりましたので、議案第6号について、質問のある方はどうぞお願いいた します。近藤委員どうぞ。

○委 員(5番)

これは、事務局にちょっと教えていただきたいと思いますけど、営農を継続しながらの太陽光発電ということで、今回2度目ですね、申請ということですけど、生産量も福岡県並の反収をあげておられるようですけど、再申請をされる場合にですね、私たちは農作物の生産状況だけ確認すればいいと思いますけど、申請書の中身をですねちょっと気になりましたので、そういう売電金額とかですねそういうことも含めて申請しておられようるかなと思って、良かったら簡単でようございますから申請書の内容をですね教えていただきたいと思いますけど。

〇議 長

事務局どうぞ。

○事務局

じゃあお答えします。太陽光発電の関係につきましては、今回の申請にあたってですね売電価格とかの添付資料はございません。私たちも売電価格については把握しておりません。但し、確認すべきものとしては九電のほうさんとの売電の契約というか申込みの書類の確認と経済産業省から事業の認定を取っているという通知の文書の確認が添付資料として義務づけられておりますので、こちらのほうで確認しております。

○議 長

____さんいいですか。(はい。)他に、____委員どうぞ。

○委 員(15番)

このシステムは他にも何件かあるちゅう話やったですもんね。そういった作物と、 作物は何を作ってどれくらいの収益を上げているか、これを8割以上あげてくれとい うことやったばってん、他のとこはどんなふうになっているかを知りたいんですけど。

○議 長

どうぞ。

○事務局

営農型発電設備については筑後市ではここも含めて2箇所あります。で、もう1箇所につきましては、津島、_____の北の方に設置してあります。支柱があって太陽光のパネルが高いところに設置してある形でですね。そちらの方はですね現在れんげを植えてあります。どちらの方も詳しいデータ持ってきていないんですけど、基準はクリアしてありまして、そちらのれんげにつきましては栽培したあとは畜産農家の方に供給してあるという形ですね。

○議 長

委員どうですか。(はい、わかりました。)他にありませんか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者举手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第7号、農地法第5条の転用でございます。本日の案件は5件でございます。それでは、第1項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の27ページをお願いします。

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請ついて

次のとおり、許可申請があったので付議する。

令和3年2月4日 提出 筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

第1項、契約、賃貸借、所在、熊野、地目、畑6筆、面積計3,013 m²、貸人、大字

○議 長

次に担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

只今事務局の説明どおりであります。地図は3ページに付いております。審議方よろしくお願いします。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、議案第7号第1項について、質問のある方はど うぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第7号第1項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者举手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

○議 長

次に担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

今事務局の説明どおりでございます。地図は4ページですね。ご審議、よろしくお 願い致します。

○議 長

説明が終わりましたので、第2項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第7号第2項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者举手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。 次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第3項、契約、売買、所在、熊野、地目、田3筆、面積、1,600 m²、渡人、大字久 富の____、受人、大字徳久の___株式会社代表取締役___、申請事由につき ましては、貸家建設ということで、6棟、建設を予定されております。こちらの受人 のほうの 株式会社のほう、最近よく名前がでてきておりますけれども令和2年1 1月に前津のほうで共同アパートということで計画されて許可をしております。 先月、 令和3年1月に熊野のほうで貸し家と共同住宅ということで許可を出しております。 今回のところも貸し家というところで進捗には考慮しないというか宅地分譲とか建売 であれば進捗状況を加味しながら申請出来る出来ないちゅう判断がありますけれども、 貸し家とかアパートということで次々に申請できるというところになります。今回申 請にあたっては、資金的なものはきちんと確認しておりまして、計画通り実行できる 資金力は持ってあることは確認しております。場所の確認をお願いします。地図の5 ページとなっております。(地図により位置説明)農地区分につきましては、地図で も判るとおり農地がずっと続いているような広がりをみせておりますので第1種農地 という判断をしております。但し、こちら申請地周辺には住宅が整備されております ので、集落接続ということで例外規定に該当するという判断をしております。売買価 格につきましては総額 円、坪単価の約 円となっております。説明は 以上です。

○議 長

次に担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

内容につきましては今事務局の説明どおりでございます。地図は5ページになって おります。小学校の方から西牟田の方に行く道があるんですけど、それのとこから入 ったとこなんですけど、最初承認ということで持って来らはった時に私が熊野で池尻 ちゅうところが判らんやったけんですね、地図ば付けて下さいちゅうこつでその後に 持って来らしゃって判ったんですけど、池尻とか聞いたこと無かったけんですね、地 名がはっきり判らんとこがあるけんですねそこの辺りがはっきり確認してからでない と、ちょっとうたれんち思ったけんですね、以上です。

○議 長

説明が終わりましたので、第3項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第7号第3項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

賛成全員でございますので、承認することにいたします。

次に、第4項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の29ページをお願いします。第4項、契約、売買、所在、下北島、地目、畑2筆、面積計1,501㎡、渡人が2名いらっしゃいます。大字島田の_____、と大字若菜の____。受人、大字上北島の株式会社___代表取締役____、申請事由につきましては資材置場となっております。先ず、こちら株式会社___につきましては、平成31年3月に設立された土木業の会社でございます。直近の状況をみますと令和2年9月期の売り上げとしては___千万程度売り上げをなされております。実態としてはある法人でございます。こちらのほう、備考に書いておりますけれども一体利用地として530.39㎡、併せて2,031.39㎡で資材置場と、一体利用地のほうがですね、住居、宅地がございます。そちらのほうが事務所として活用されますので事務所の移転というふうに考えていただいたらと思っております。場所の確認をお願いします。ページの6ページです。(地図により位置説明)農地区分につきましては周辺住宅に囲まれた場所となっておりますので第3種農地という判断をしております。売買価格につきましてはこれは、先ほど住宅も含めてという事務所の移転という話もしましたけれども、住居の費用も含めての価格ですので実際の土地の価格

○議 長

次に担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

只今事務局より説明のあったとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議 長

説明が終わりましたので、第4項について、質問のある方はお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第7号第4項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【替成者举手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、第5項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

〇議 長

担当委員の説明をお願い致します。

○担当委員

5項に関しては只今事務局からの説明どおりです。ご審議よろしくお願いします。 付け加えまして、この方仰るにはまた二川の子どもさんが増えますよということを仰っていましたので、大変喜んでおります。

〇議 長

それでは説明が終わりましたので、第5項について、質問のある方はどうぞお願い いたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第7号第5項について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。 ここで、暫時休憩を致します。

【休憩】

休憩前に引き続き、総会を開きます。

議案第8号、農業委員の辞任願に伴う農業委員会の同意について、提案いたします。 事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書は、本日お配りさせていただきました(追加)議案第8号をお願い致します。 それでは読み上げをさせていただきます。

(追加) 議案第8号 農業委員の辞任願に伴う農業委員会の同意について

農業委員より市長へ辞任願が提出されたことに伴い、市長より本委員会へ諮問があったので付議する。

令和 3 年 2 月 4 日 提出 筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

農業委員の指名、田中登、辞任の理由、一身上の都合により、職務従事が困難となったため、令和3年2月2日提出、辞任予定日令和3年2月28日付でございます。

説明は以上でございます。

○議 長

それでは説明も終わりましたので、議案第8号について、質問のある方どうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第8号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

本日の案件は、これで全て終了いたしました。 これをもちまして第8回農業委員会を閉会いたします。

午後3時36分 閉会